

## 平成29年度事業計画

### 【はじめに】

会員におかれでは、自分がある団体の事業計画等について、前年度から今年度そして次年度と、引き続き起案しなければならない立場におかれた場合に、その執務に際しては、自己の経験則のほか、何を基準とし、又は、よりどころとして執りかかるだろうか。それは自分の知識や信念か、所属する団体の組織論理か、信頼できる人の意見を参考にするか、その時までの時流に流されておくか、それともいづれかの組み合わせか、いずれでもないか。

だが、実際には、自分の知識や信念の至らなさ、組織論理を振りかざすことの危うさ、人を見る目を養うことの難しさ、その時までの時流のいい加減さなどは、誰もが実感したことがあるだろう。そうであるなら、最も信用できるよりどころ又は手法とは、これまでの実情を踏まえて立てた計画を、実際にやってみたら、その結果どうなったか事実を確認し、その事実に基づいて当初の考え方や計画の修正、改善を試みて、再びやってみて結果を再確認するという、一種のP D C Aサイクルの積み重ねである、といえるのではないか。ちなみに「P」は計画（P l a n）、Dは実行（D o）、Cは結果がどうなったかという事実の確認ないし実情の把握（C h e c k）、Aは計画の修正、改善ないし破棄（A c t i o n）のことであり、サイクルとはこれらの繰り返しを試みることである。

上記の積み重ねは、大阪司法書士会（以下「本会」という。）が取り組む事業にも相通ずるものがある。本会事業には、法律や制度その他司法書士業界を取り巻く環境や経済の変化に伴って、喫緊に取り組まなければならない新規の事業のほか、中長期的な視野に立ち計画すべき事業、上記サイクルを継続的に回し続けることに意味がある事業等様々である。いずれの事業を執行するにしても、大切なことは、今そこにある事実を確認する、結果を真摯に受け止める、それを検討する、将来に向けて考え方や計画の修正又は改善に努める、という柔軟な姿勢であると考える。

そこで本会は、上記を加味した上で平成29年度（以下「今年度」という。）事業計画においては、第1に法律や制度の改正または施行等に伴い新たに取り組

むべき重要な事業を掲げ、第2に中長期的な視野に立って取り組むべき重要な事業、第3に前年度より継続して取り組むべき事業、第4に会則に定める事業細目を順次掲げた。

## 第1 新たに取り組むべき重要な事業

### 1 法定相続情報証明制度への対応

全国の法務局において、間もなく法定相続情報証明制度（仮称）（以下、本項において「本制度」という。）の運用が始まる。本制度の課題は、本会、各単位会及び日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）の各パブリックコメントに譲るが、本会は、その導入が正式に決定された以上、正面から向き合い、法務局や日司連と連携しながら適切な運用がなされるよう活動していく。同時に会員に対しては研修等を通じ正確な情報の提供に努める。

また、府下自治体、金融機関及び市民等に対しては、早期の広報活動を行い、本制度の担い手となる職能としては、司法書士が最も有用であることを積極的にアピールしていく。

### 2 不動産登記オンライン申請における新方式への対応

今年度の後期から、段階的に、資格者代理人や官公署を対象とした不動産登記における新たなオンライン申請（資格者代理人方式と仮称される添付情報の原本別送を要しない特例）方式が加わり、司法書士の有用性をアピールするためのツールが一つ増える予定である。

一方、新方式の運用に際しては、司法書士として克服すべき課題もある。例えば印鑑証明書、登記済証等の原本確認や事後管理の在り方、登記識別情報通知や登記完了証の受領方法、権利者・義務者の資格者代理人が複数関与する場合の限界、会員に対する指導又は助言等の適正な運用などを挙げができる。

そこで、本会は、法務局や日司連等からの情報収集に努め、現行登記実務への影響を検討しながら、会員に対する情報提供とオンライン申請の推進に取り組む。

### 3 改正民事法（相続法、債権関係法）への対応

本会は、改正民事法に関し、これまで司法書士実務に影響を与える得る論点について、迅速かつ適切な情報収集に努め、会員に対し研修等を通じて情報提供をしてきたところであり、今年度も引き続き、会員に対する正確な情報提供に努める。

また、この改正民事法が市民や社会全般にどのような影響を与えるのか、広報を通じて市民への情報発信に努めたい。

### 4 成年後見制度利用促進基本計画への対応

本年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「本基本計画」という。）は、前年度に成立をみた成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく、最も基本的な計画である。対象期間が平成29年度から平成33年度までの5年間を想定していることから、本会においては積極的な参画が要請され、関連団体である公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部とともに家庭裁判所、弁護士会及び社会福祉士会と連携・協議しながら市民の負託に応えていく。また、早期に府下自治体、その関連機関及び市民等に対し、様々な機会を捉えて、司法書士が成年後見業務及び本基本計画の中軸を担う職能であることを周知しながら、より良い成年後見制度の実現を目指す。

## 第2 中長期的に取り組むべき重要な事業

### 1 簡裁訴訟代理等事件の受任促進のための取り組み

平成22年度にピークを迎えた消費者金融事件、とりわけ過払い事件は減少の傾向をたどり、それに伴って司法書士の簡裁代理事件の関与率は全国的に低下しているように見受けられる。

そこで、本会は、簡裁訴訟代理等関係業務の受任促進を図るため、例えば相談事業における事件受任のあり方を見直し、実践的な研修や少額裁判報酬助成制度の維持といった支援策を実施し、会員があまねく簡裁訴訟代理等関係業務に関与できる取組をしていく。

## 2 相続登記未了問題及び空き家・所有者不明土地問題への対応

相続登記の未了を一因として、公共工事や都市計画などが遅々として進まないという社会問題は、ますます顕著になっている。空き家・所有者不明土地問題についても、この相続登記未了問題から派生するものが多いと考えられる。

本会は、市民に対し、引き続き相続登記の推進に関する広報活動に取り組むとともに、金融機関等へも法定相続情報証明制度とリンクさせて働きかければ一層の相乗効果が期待できる。

一方の空き家・所有者不明土地問題については、府下自治体の法定協議会への積極的な参画はもとより、具体的な取組事例等の情報収集にも努める。

## 3 民事信託への取組

これまで信託における司法書士の関与は、専ら信託銀行を通じた登記業務に限られ、多くの会員が広く関与できる分野ではなかった。しかし、今日における民事信託は、成年後見制度における財産管理分野を補完する若しくは並列する新たな財産管理制度としてその活用が期待されている。

今年度、本会は、会員に対し、民事信託業務に関する法令、実務及び倫理の研鑽を図れるよう、研修等を通じて情報提供に努める。

## 4 本会組織再編の実施に向けた検討

近時、本会を取り巻く社会環境は大きく変化しつつあり、市民や社会の司法書士に対する期待は、ますます膨らんでいると考えられる。本会としても、この期待に応えるための組織を組成し事業の執行に努めてきたところ、かかる環境や状況の変化に応じて、全体的な運営体制の整備や見直しも検討していく必要がある。例えば、事業の執行及び会員指導等の効率化、効果的な対外活動その他社会状況の変化に応じた執行部体制の改革（一部担当役員の過重負担の軽減、常勤体制の検討等）及び支部の在り方などが挙げられ、一層の組織力の強化に取り組んでいかなければならぬ。

もちろん、この取組に関しては、会則、規則、規程等の改定作業や本会予算の抜本的見直し等も伴うであろうが、本会は柔軟な発想をもってこれに対応し、会員に対し一定の指針を示すことを目標に検討を進めたい。

## 5 大規模災害対策

ここ数年、全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害が多発している。とりわけ地震に言及した場合、大阪市のホームページによれば「地球全体のたった0.1%の広さしかない日本において、世界で発生する震度6以上の地震の10数%が起こり、過去500年に起こった大災害をもたらした地震は47回を超え、10年に一度は日本のどこかで大地震が発生している」と掲載されている。大規模災害が発生した際は、多くの人命の犠牲と財産の喪失を伴い、被災者の多くは様々な問題に直面するものである。

本会は、阪神・淡路大震災の発生時における経験とノウハウをいかし、近い将来に発生する可能性が高いといわれる南海トラフ地震のみならず、台風・集中豪雨等による被災者に対し、法律家としての支援ができるよう近畿司法書士会連合会（以下「近司連」という。）と連携して、平時からの対策マニュアルの確認、相談体制の整備及び会員の安否確認の手立て等についても検討を始めたい。

## 第3 前年度より継続して取り組む事業

### 1 報酬に関する検討

公正取引委員会のホームページによれば、資格者団体の活動に関する独占禁止法上の報酬の考え方として「会則に資格者の收受する報酬に関する基準を記載することが法定されていない場合において、標準額、目標額等、会員の收受する報酬について共通の目安となるような基準を設定することにより、市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反する」と説明されている。このように司法書士報酬が、独占禁止法上、自由かつ公正な競争が要請されるとても、一方でその自由競争に名を借りて著しく低廉な価格で事件を受任したり、経済上の利益提供の要請に応じたりすることは、自然と業務の質の劣化を招き、健全な事務所経営に資さないばかりか、業界全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

そこで、本会は、前年度に引き続き、上記の独占禁止法を見据え、近司連と

の情報交換等を通じて司法書士報酬の在り方について検討する。

## 2 司法書士法改正への取組

日司連では、かねてから司法書士法一部改正(以下「法改正」という。)に取り組んでおり、前年度優先的に推進するとされた①使命規定の新設、②懲戒制度の改正、③法律相談業務の明確化、④周旋禁止規定(非司法書士の取締り)の4項目について、各ブロック会等において説明会が開催されたところである。

ただ、法務省との関係では法定相続情報証明制度の協議が優先されたことなどから、日司連としても改正に向けた積極的な活動ができなかつたものと考えられる。

しかしながら、今年度ようやく活動を再開する環境が整いつつある。本会としては、引き続き日司連の法改正活動に積極的に協力し、上記4項目のうち一つでも多くの改正が実現するよう努める。

## 3 相談体制の見直し及び検討

消費者金融事件に関する相談の減少に比例して、各地の相談会場における相談者数は減少傾向にある。一方で相続手続全般に関する相談者数は増加傾向にあることから、市民の司法書士に対する相談ニーズは明らかに変化しつつあり、それに伴って本会の相談事業も軌道修正していく必要がある。とりわけ司法書士総合相談センターや常設相談の体制の在り方、アウトリーチ型相談の推進、各相談会場における受任又は受託制度の見直しが課題として挙げられる。

そこで本会は、基幹業務から、法定相続情報証明制度に基づく保管等申出手続やそれに派生する関連業務まで広範囲にわたり、会員の事件受任につながる抜本的な相談事業の見直しに着手する。

## 4 本会研修、支部研修の促進

多種多様な内容で実施する本会研修は、会員からは、質・量ともに一定の評価を得ているものと自負している。研修所主催のものに限らず、各研究会、委員会、ワーキングチームが企画する研修も相当に充実している。また、支部においては、積極的に独自の企画による支部横断型研修等も実施されている。

本会は前年度に引き続き、法令及び実務に精通し、高い倫理観をもった司法書士像を確立するため下記の研修に取り組み、支部からの講師派遣の依頼についても応えていく。また、前年度、研修の受講機会を確保することを目的として、業務全般に関する研修カリキュラムの整備について検討を始めたところであるが、引き続きその整備に努めたい。

- (1) 登記・供託業務全般に関する研修
- (2) 実体法、手続法、要件事実論及び事実認定論等を含む基礎レベルから、実践的な簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修
- (3) 本人訴訟支援を軸とした一般民事裁判実務の習得を目的とする研修
- (4) 商事・企業法務に関する研修
- (5) 司法書士法施行規則第31条第1項及び同第2項業務に関する研修
- (6) 家事調停・審判手続に関する研修
- (7) 法律家としての職業倫理に関する研修
- (8) 改正または新設された各法令及び手続に関する研修
- (9) 国民への法的サービスを提供するための研修
- (10) その他会員の資質と執務能力の向上を図る研修

## 5 司法書士制度等の広報活動

日司連が平成27年度に実施した「司法書士の業務やイメージに関する生活者調査」の結果報告を見ると、司法書士の名称の認知度は98%であるにも関わらず、業務内容の認識者はわずか5%に過ぎなかった。これは、市民が司法書士に相談すれば解決する問題に直面したとしても、直ちに司法書士を想起しない、ということかもしれない。そうだとすれば、司法書士界は、この社会的損失を改善するための積極的な広報活動が求められる。

そこで、本会は司法書士制度の広報活動として、①前年度に引き続き、相続登記の推進、②改正相続法が市民と社会に与える影響について、シンポジウムや市民公開講座を開催し、司法書士業務の認知度を高めたい。

## 6 非司法書士対策の強化

相変わらず、資格者代理人でない者が、登記業務を行う旨をホームページに

掲載したり、実際に登記業務を行っていた事案が散見されている。司法書士界がこれらを看過することは国民等の権利保全に資さないばかりか、登記行政にも多大な悪影響を与えるものであり、さらには司法書士制度の根幹を揺るがすことにもつながることは明らかであるから、常に警鐘を鳴らし続けなければなければならない。

本会としては、この非司法書士行為を排除するための対策として、引き続きインターネットを始めとする情報の収集や、法務局と連携した情報交換等を行うを通じて、積極的な排除活動を推進したい。また、非司法書士行為を反復継続していると認められる個人又は団体に対しては、警告文等を発するのみならず、悪質なケースにおいては事実調査を実施し、告発まで視野を広げ断固とした措置を講じていく。

## 7 司法書士法施行規則第31条第1項業務への取組

本会は、司法書士法施行規則第31条第1項業務（以下「規則31条業務」という。）については、今後、司法書士の基幹業務の一つになるものと考えている。例えば、①相続が発生した場合の被相続人名義の預貯金や株券等の有価証券の解約、配分、書換えなどの手続を行う遺産整理承継業務とこれに関連した不在者財産管理業務、相続財産管理業務、②中小企業を対象とした企業法務全般に関するサポート業務等を挙げることができる。

そこで、本会は、この規則31条業務についてあらゆる角度から調査研究を行い、会員に対する情報提供に努めるとともに、市民に対しては、多様な場面で財産管理業務や企業法務に関与してきた実績についてアピールする方法を検討したい。

### 【参考】司法書士法施行規則第31条（抜粋）

法第29条第1項第1号の法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務

- 二　当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務
- 三　司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務

## 8 会員への情報提供手段についての検討

インターネットの利用が格段に増えている現在、郵送と電話・FAXしか通信手段がなかった頃とは情報の提供・入手手段が大きく変化している。司法書士業務においても、オンライン申請、登記情報システム等インターネットの利用は不可欠であり、インターネットの利用を前提とした情報提供を充実する必要があると考える。

そこで、本会は、会務通信について、奇数月分についてはデジタル配信のみでの提供とし、偶数月の郵送の際には同送しないこととし、ペーパーレス化を一步進めるとともに、情報をより迅速に、効率よく、確実に伝える在り方を検討し、実施する。また、前年度、会員専用ホームページ内に設置したマイページを活用し、これまで会員が本会に対し書面で提出していたものを、ホームページからでも可能とするようなシステムの導入の検討を進めたい。

## 9 司法書士倫理の確立と実践に向けた取組

本会では、司法書士倫理を基とした司法書士執務規則を制定し、高い次元で倫理を具現化するべく対応してきたが、ごく少数ではあるがこの規範に反する事案に接していることも事実である。倫理規範とは、単に司法書士の努力義務のみをうたっているのではなく、司法書士制度により国民の権利を擁護するために設けられた条項でもあるという認識も必要であろう。

よって、本会は研修等を通じて引き続き倫理に関する啓発を強化していく。

## 10 各種登録名簿の整備と名簿登載規程の見直し

本会は、対外的には官公署や市民に対し、司法書士の有用性をアピールする

手段として、対内的には専門分野への関与の推進及び能力担保を目的として、複数の名簿登録等規程を制定している。

そこで、本会は、各規程における名簿登載や更新等の要件などを再検討し、統一したルール化や登載機会の公平性の確保なども目指し、通則規程等の制定（見直し）に取り組む。そのうえで、会員の名簿登録状況等を会員専用ホームページで確認できるような方法も検討し、各名簿の公開等、名簿作成の目的達成のための情報発信を行いたい。

## 第4 その他事業細目

以下、業務部ごとに会則に定める事業等を掲げる。

### 【総務部】

- 1 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事業
  - (1) 司法書士法違反に関する調査及び対応
  - (2) 綱紀調査事案の対応
  - (3) 注意勧告事案の対応
  - (4) 量定意見小理事会の運営
  - (5) 司法書士倫理の維持向上
  - (6) 登録調査の実施
  - (7) 会員の年間業務報告調査の実施
  - (8) 各種ハラスメントの対応
- 2 会員の執務の指導及び連絡に関する事業
  - (1) 会員の事情確認及び執務調査に基づく指導
  - (2) 会員に対する電子メール配信サービスの運営
- 3 事務局の監理に関する事業
- 4 日司連が行う司法書士の登録事務に関する事業
- 5 司法書士法人の届出の事務に関する事業
- 6 会員の業務に関する紛議の調停に関する事業
  - (1) 紛議調停の運営
  - (2) 市民窓口の運営
- 7 公共嘱託登記の受託推進に関する事業

- 8 業務の改善及び業務のための調査に関する事業
  - (1) 法務局との連絡・情報交換・交流
  - (2) 裁判所との事務連絡会・情報交換・協議会
- 9 その他本会の目的を達成するために必要な事業
  - (1) 総会の開催
  - (2) 慶弔、表彰
  - (3) 会館の維持及び管理
  - (4) 役員等選挙の実施・綱紀調査委員の選任
  - (5) 関連団体及び官公署等との交流
  - (6) 委員等の推薦依頼に基づく会員の推薦
  - (7) 筆界特定制度への対応
  - (8) 木曜会の開催
  - (9) 他の司法書士会はじめ友好諸団体等との交流

#### 【財務部】

- 1 入会金及び会費の徴収に関する事項
- 2 予算及び決算に関する事項
- 3 金銭の出納及び資産の管理に関する事項
- 4 会費滞納者への対応
- 5 会館維持協力金の徴収及び管理

#### 【企画情報部】

- 1 業務関係法規の調査及び研究に関する事業
  - (1) 業務関係法規の調査及び研究
  - (2) 本会事業推進のためのワーキングチーム又はプロジェクトチームの組成
  - (3) 法規に関するパブリックコメント等の対応
  - (4) 外部研究会等への参加・学識経験者等の招請
- 2 業務の改善及び業務のための調査に関する事業
  - (1) 法務局との連絡・情報交換・協議会及び交流
    - ア 登記実務研究会

イ 人権擁護に関する取組

- (2) 裁判所との事務連絡会・情報交換・協議会
- (3) 登記・供託業務等に関する取組
- (4) 簡易裁判所における民事事件の受任促進に関する取組
- (5) 少額裁判報酬助成制度の取組
- (6) 中小企業の法務支援等の検討及び取組
- (7) その他業務の改善に関する事業及び業務のための調査に関する事項
- (8) 本会関連法規の調査、研究及び改正に関する取組

3 統計に関する事業

4 法改正に関する取組

**【研修所】**

1 研修に関する事業

- (1) 研修事業の企画及び運営
  - ア 会員研修
  - イ 倫理研修
  - ウ 新人研修
- (2) 研修教材の作成及び選定
- (3) 研修情報の収集及び分析
- (4) 研修制度の研究及び開発
- (5) 研修講師の養成及び派遣
  - ア 講師養成研修
  - イ 伝達講師等のための外部研修派遣
  - ウ 支部研修への講師派遣
- (6) 会員の職務遂行能力及び職務倫理の維持向上のための調査及び研究
  - ア 各種研究会における研究活動
  - イ 大学との学術交流
  - ウ 調査結果の公表及び研究成果の発表
  - エ 支部研修開催の支援
- (7) その他研修に関する事業

- 2 講演会及び講習会等の開催に関する事業
  - (1) 他団体等への講師派遣等

### 【相談部】

- 1 相談に関する事業
  - (1) 各種相談活動の企画・実施・運営
    - ア 司法書士総合相談センター
    - イ 司法書士総合相談ホットライン
    - ウ 相続登記手続相談センター
    - エ 成年後見常設相談
    - オ 女性と子どものための専門相談
    - カ 労働トラブル電話相談
    - キ その他の相談活動の企画・実施・運営
  - (2) 支部相談事業の委嘱及び管理
  - (3) 自治体・官公署、外部団体等の相談事業への協力
    - ア 自治体・官公署等との契約等に基づく相談員派遣
    - イ 日司連司法書士電話相談センターへの協力
    - ウ 法テラスセンター相談との連携
    - エ ホームレス巡回相談との連携
    - オ その他法務局、自治体・官公署、外部団体等が行う相談事業への協力
- 2 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業
  - (1) 民事法律扶助の利用促進

### 【会員事業部】

- 1 会員の法規に係る事務取扱いの指導に関する事業
  - (1) 会務通信、ホームページ等各種媒体を用いた会員への情報提供
  - (2) 本会関連法規集の発行
- 2 会員による公益的活動の推進
- 3 会報の編集及び発行に関する事項
- 4 会員名簿の発行

- 5 司法書士業務賠償責任保険及び司法書士会業務賠償責任保険に関する事業
- 6 会館図書室の管理
- 7 業務関係図書及び用品の購入のあっせん及び頒布に関する事項
- 8 福利厚生に関する事業

#### 【広報活動部】

- 1 広報活動に関する事業
  - (1) 宣伝媒体を利用した司法書士制度及び司法書士法律相談に関する広報
  - (2) 「司法書士の日」一日司法書士の実施
  - (3) インターンシップ学生等の受入れ
  - (4) 新年賀詞交歓会の開催
  - (5) 記者懇談会の実施
  - (6) その他広報活動に関する事項
- 2 対外的な講演会・シンポジウム等の開催
- 3 本会及び会員に関する情報の公開に関する事業
  - (1) 情報公開関連諸規定に基づく情報公開
- 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業
  - (1) 東京司法書士会との協議会の開催
  - (2) 大阪土地家屋調査士会との協議会の開催
  - (3) 自由業団体連絡協議会への参画
  - (4) クライシスコミュニケーションへの対応

#### 【社会事業部】

- 1 裁判外紛争解決手続の実施に関する事業
  - (1) 裁判外紛争解決手続の啓発活動
  - (2) 民間総合調停センターとの連携及び活動への参画
- 2 講演会及び講習会等の開催に関する事業
  - (1) 法教育活動の普及及び実践
    - ア 高校生等法律講座
    - イ 親子法律教室

## ウ その他法教育推進のための事業

### 3 国民に対して司法書士が提供する法的サービスの拡充に関する事業

- (1) 生活困窮者問題に関する取組
- (2) 消費者問題に関する取組
- (3) 自死問題に関する取組
- (4) 災害復興支援に関する活動
- (5) 少子高齢化社会問題に対する取組
- (6) 後見制度推進に関する取組
- (7) 各種依存症対策の推進に関する取組
- (8) その他社会問題、人権問題等に対する取組に関する事業

以上